

地方税法施行規則等の一部を改正する省令の概要

令和4年3月
総務省

1 改正の趣旨

地方税法等の一部を改正する法律及び地方税法施行令等の一部を改正する政令の施行に伴い、関係税目の細目等について所要の規定の整備等を行う。

2 主な改正の内容

- (1) 固定資産課税台帳又は記載事項証明書に記載されているDV被害者等の住所が明らかにされることにより人の生命又は身体に危害を及ぼすおそれがあると認められる場合など、固定資産課税台帳を閲覧させ又は記載事項証明書を交付することが適当でない認められる場合において、市町村長が固定資産課税台帳又は記載事項証明書に講ずることができる措置の細目(※)を定める。

※ 住所の削除など。

- (2) eTAX(地方税のオンライン手続のためのシステム)を通じた電子納付の納付手段拡大として、スマートフォン決済アプリ、クレジットカード等による納付を可能とするために新設する機構指定納付受託者制度について、その納付手続の細目を定める。

- (3) 地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律に規定する認定医療機関開設者が、認定再編計画に基づく医療機関の再編の事業により取得した一定の不動産に係る不動産取得税の課税標準の特例措置について、その対象となる不動産の細目(※)を定める。

※ 駐車場や遊戯施設など、その利用について対価等を支払うべき金額の定めがある施設を特例対象から除くもの。

3 施行期日

原則として令和4年4月1日